

画像デザイン保護拡充の基本的方向性について

2012年11月
特 許 庁

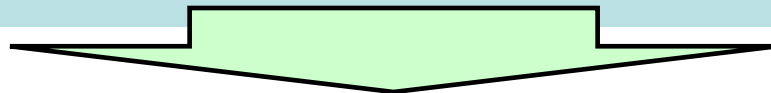
目 次

1. 前回までの検討の経緯	2 頁
2. 保護拡充の対応の方向性	3 頁
(1) 基本的方向性	4 頁
(2) 情報機器の定義	5 頁
(3) 実施行為について	6 頁
(4) 特許庁の対応	7 頁

画像デザインの保護拡充の検討について、当小委員会では、昨年12月以来5回の審議を行った。前回の第20回意匠制度小委員会においては、以下の対応の方向性案について検討した。

前回の事務局案の要点

- 物品と一体的なものとして創作され、物品に組み込まれる画像デザインについては、従来どおり物品単位で意匠権を設定する。
- アプリ、汎用OS、ウェブページ等の、物品と独立して創作され、流通する画像デザインについては情報機器の画像として、機器横断的な意匠権を設定する。
- 従来型の意匠権と情報機器の画像の意匠権は、排他的である。すなわち、従来型の意匠権はアプリ等に及ばず、情報機器の画像の意匠権は組み込み画像に及ばない。



検討の結果、従来型の物品に組み込まれる画像の権利と情報機器の画像の権利はお互いに効力が及ばないことについて、クリアランス負担の軽減の観点から賛同する意見があった。他方、次の2点の問題点が指摘された。

- 「情報機器の画像」の概念が不明確であり、外延が際限なく拡大する懸念がある。
- 情報機器の画像と従来型の物品に組み込まれる画像の意匠権が互いに及ばないこととすると、一般的に権利が及ぶ範囲が分かりにくく、完全な保護を得るには、2つ権利を取らざるを得ない。

2. 保護拡充の対応の方向性

指摘された問題点を踏まえ、第20回意匠制度小委員会で検討した案を次のとおり修正してはどうか。

- ・「情報機器の画像」の概念が広がりすぎることをのしないよう、情報機器の外延を明確にする。
- ・情報機器の画像の意匠権が情報機器に包含される物品の組み込み画像に及ぶこととする。

第20回意匠制度小委員会で検討した以下の点を維持する。

- ・物品の組み込み画像についてはこれまで通り物品単位での設定を認めること、
- ・情報機器の画像の意匠権が情報機器以外の物品の組み込み画像に及ばないこと

さらに、情報機器の画像の意匠権と情報機器に包含される物品の組み込み画像の意匠権が重複して設定されることがないように手当することで、同じ物品に表示される画像に複数の権利者が生じる事態を避けられるのではないか。

これにより、問題点を解消するとともに、クリアランス負担の軽減効果もある画像の保護拡充が実現可能ではないか。

- 物品と一体的なものとして創作され、物品に組み込まれる画像デザインについては、従来どおり物品単位で意匠権を設定する。
- パソコンのように任意の機能を容易に追加できる物品を包含する情報機器という概念を新たに導入し、情報機器に用いられる画像は、物品に組み込まれる画像であるかアプリケーションソフト等の画像であるかを問わず、情報機器の画像の意匠権として権利設定可能とする。
- 情報機器として需要者に広く認識されている機器（例：パソコン、スマートフォン等）に組み込まれる画像については、情報機器の画像の意匠権の効力が及ぶこととし、一つの意匠権で情報機器の画像と情報機器に包含される物品に組み込まれる画像の双方に権利行使できるようにする。
- 情報機器の画像の意匠権と、情報機器以外の物品と一体的に創作され、組み込まれる画像の意匠権は抵触しないこととし、相互の権利のクリアランスは不要とする。
- 情報機器の画像の意匠権とパソコン、スマートフォン等の情報機器に包含される個別物品の部分の画像の意匠権が、重複して設定されることはない。

情報機器の概念が際限なく拡大し、他者権利の調査範囲が過大とならないよう、「情報機器」及び「情報機器の画像」の定義を次のように考えてはどうか。

「情報機器」	利用者が需要に応じて任意の機能を容易に追加することができるもの 例:「パソコン」、「スマートフォン」、「タブレットPC」等
「情報機器の画像」	情報機器やこれと一体として用いられる機器に表示される画像(かかる画像の部分を含む。)のうち、専ら操作の用に供されるもの

※これらの定義については、基本的な考え方を示したものであり、定義やその解釈については、今後の条文化の過程や審査基準の段階で明確化していくこととする。

(補論)

- ・複数種類の製品(スマートフォン、タブレットPC等)に横断的に表示されることを前提とした開発・利用実態のある画像を「情報機器の画像」として権利化可能とする。
- ・情報機器の画像の意匠権の効力は、冷蔵庫には及ばない。Android搭載冷蔵庫のように、情報機器の画像を表示し得る画面を備えた製品については、当該画面を「『情報機器付き冷蔵庫』における情報機器部分」として捉え、当該画面に表示された画像に情報機器の画像の意匠権の効力が及ぼすことが可能である。
- ・情報機器の画像として権利化されるのはいわゆるGUI等の操作画像であり、観賞・装飾目的の画像は権利の対象とならないことを明確化するため「専ら操作の用に供される画像」と限定する。
- ・従来型物品の画像と情報機器の画像を別の概念として区別することで、画像全般に及ぶ広い権利の設定を許す場合に比べ、画像を作成する者の調査範囲を狭い範囲に限定し、調査負担を一定程度軽減することが可能となる。
- ・パソコン、スマートフォン、タブレットPC等に組み込まれる画像のみを製造する者は、従来の調査範囲に加えて、情報機器の画像も調査する必要があるが、調査負担は多少増えることになるが、調査対象の外延は明確となる点で、当初の事務局案と比較して、調査負担を低減することが可能となる。

2. (3)実施行為について

実施行為については、権利の実効性や他の工業所有権法との整合性等を踏まえ、以下のような行為を実施行為とする方向で検討をすすめるべきではないか。

製造： 当該画像を情報機器又はこれと一体として用いられる機器に表示し得る方式で物に固定すること

例：画像がプログラムを伴い情報機器の操作の用に供し得るようになったものの記録媒体への保存

譲渡等：その固定物の譲渡及び貸渡し並びに当該画像に係る情報又は指令の電気通信回線を通じた提供

例：意匠に係る画像を表示するプログラムのパッケージソフトウェアの販売

使用： 現行法の解釈に準じた扱いとする

（画像を表示させて機器を操作する行為、画像を他のプログラム又は情報機器の部品として用いる行為が該当し得る）

※これらの定義については、基本的な考え方を示したものであり、定義やその解釈については、今後の条文化の過程で明確化していくこととする。

（補論）

- ・現行制度では、プログラム等が物品に組み込まれた時点が製造であり、それよりも上流のソフトウェアの製造・譲渡行為等を間接侵害となる場合を除き、取り締まることができなかったところ、情報機器の画像を保護対象とした場合、これら上流の行為を直接侵害として捉えられるため、模倣品排除の実効性を高めることが可能と考えられる。
- ・プロバイダやクラウドサービス提供者については、立法上の手当を取らずとも、いわゆるプロバイダ責任制限法が適用される場合には責任が限定的となる。一般的なデータストレージサービスを提供するクラウドであれば、規範的に見て侵害と評価される場合は極めて稀と考えられる。
- ・エンドユーザーの使用行為はその態様により実施に該当し得るものの、業としての実施でない場合は侵害ではなく、故意によらない場合は刑罰を科されないため、問題となる場合は稀と考えられる。

2. (4)特許庁の対応

審査基準

- ・新規性・創作非容易性等の判断基準を明確化
- ・産業界の各団体や有識者、専門家を意匠審査基準WGの委員に加えて、過去の審査・権利範囲との整合性も考慮しながら検討していくこととし、その検討結果は、本小委員会にも報告する。

審査資料

- ・創作非容易性も考慮に入れた審査資料の充実(画像デザイン関連文献、GUI部品やOSのデザインマニュアル、特許文献等からの資料構築)
- ・画像デザインの審査に対応するために年間数十万件規模の資料収集を行う。

意匠分類

- ・画像デザインの多様化に対応した、用途、機能、形態等の概念を用いた画像意匠分類の整備によるサーチ負担の低減
- ・意匠分類定義カードの整備による分類定義の内容の充実や、意匠に付与された分類とは異なる他の参考となる分類や物品の明確化によるサーチ範囲絞り込みの容易化

審査・権利設定

審査基準に基づく的確な審査の維持による、従前と同様、真に創作性の高い画像デザインのみ在意匠権を付与、ありふれた画像デザインや容易に創作できるような画像デザインに対しては意匠権は付与されないこととなる。これにより、当業者が日常的に創作し用いるような画像デザインについては、他者権利調査を行うまでもなく他者の意匠権を侵害していないと確信することが可能となり、企業における他者権利調査の負担の最小化

情報提供

- ・画像意匠登録事例集を公開し判断基準を明確化
- ・出願人への参考文献情報の提供充実による判断基準の明確化
- ・審査の進め方に関し、をクリアランス手法の一例として参考となる情報の提供
- ・意匠審査において利用する資料(国内外の図書、雑誌、カタログ、インターネット掲載情報等)の収集に関する情報の提供
- ・公知資料の一般公開について、引き続き文化庁著作権課と相談しつつ、取り得る対応を取っていく。

特許庁による
的確な審査運用の
実行

産業界の
ユーザーによる
予見可能性の
向上
クリアランス
負担軽減